

令和 8 年 第 2 回 摂津市 議会 定例会

議案 参考資料
(条例 関係)

令和 8 年 6 月 1 5 日 提出

摂 津 市

目 次

報告第 4 号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	・・・	1
議案第 5 3 号	摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	41
議案第 5 4 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	43
議案第 5 5 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件	・・・	56
議案第 5 6 号	摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	65
議案第 5 7 号	摂津市立別府コミュニティセンター条例及び摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	66
議案第 5 8 号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	73

摂津市税条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(納税証明事項)</p> <p>第 9 条 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 11 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 34 条、第 40 条、第 41 条、第 44 条(第 56 条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 45 条の 4 第 1 項(第 45 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 46 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、第 55 条、第 74 条、第 89 条の 6 第 1 項、第 92 条第 2 項若しくは第 3 項、</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第 9 条 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 11 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 34 条、第 40 条、第 41 条、第 44 条(第 56 条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 45 条の 4 第 1 項(第 45 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 46 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、第 55 条、第 74 条、第 92 条第 2 項若しくは第 3 項、第 105 条第 1 項若し</p>

第 105 条第 1 項若しくは第 2 項、第 109 条第 2 項、第 118 条第 1 項、第 131 条第 3 項又は第 139 条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに定める期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第 89 条の 6 第 1 項の申告書、第 105 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 118 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(3) 第 89 条の 6 第 1 項の申告書、第 105 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 118 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

くは第 2 項、第 109 条第 2 項、第 118 条第 1 項、第 131 条第 3 項又は第 139 条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに定める期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第 105 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 118 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(3) 第 105 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 118 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(所得割の課税標準)

第 20 条 略

2 略

3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第 26 条において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第 88 条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。以下この節において同じ。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又

(所得割の課税標準)

第 20 条 略

2 略

3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等(次項及び第 26 条において「特定配当等」という。)(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第 88 条 軽自動車税は、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。以下この節において同じ。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車

は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第 89 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を

税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第 89 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第 89 条の 3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 89 条の 4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 89 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 89 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 89 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10

万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第89条の8 市長は、第96条第1項第1号又は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上の軽自動車に限る。)で特に必要があると認めるものについては、環境性能割を減免することができる。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第90条 商品であって使用しない軽自動車等(道路運送車両法第73条第1項の車両番号標又は第98条第1項の標識の交付を受けているものを除く。)に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第91条 次の表の左欄に掲げる軽自動車等に対して課する

(軽自動車税の課税免除)

第90条 商品であって使用しない軽自動車等(道路運送車両法第73条第1項の車両番号標又は第98条第1項の標識の交付を受けているものを除く。)に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第91条 次の表の左欄に掲げる軽自動車等に対して課する

種別割の税率は、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略

(種別割の賦課期日及び納期)

第92条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(種別割の徴収の方法)

第93条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第94条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書にその

軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第92条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第93条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第94条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書にそ

者の住所を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(1)～(5) 略

(6) その他市長が種別割の賦課徴収に関し必要と認める事項

の者の住所を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(1)～(5) 略

(6) その他市長が軽自動車税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第95条 略

(種別割の減免)

第96条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等で特に必要があると認めるものについては、種別割を減免することができる。

(1)・(2) 略

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第97条 市長は、次に掲げる軽自動車等で特に必要があると認めるものについては、種別割を減免することができる。

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第95条 略

(軽自動車税の減免)

第96条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等で特に必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免することができる。

(1)・(2) 略

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第97条 市長は、次に掲げる軽自動車等で特に必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免することができる。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)については、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)については、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理

明する書類を添付して、これを提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

(3)・(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件

(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

由を証明する書類を添付して、これを提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)

(2) 身体障害者等の氏名、住所及び生年月日

(3)・(4) 略

(5) 略

3 略

4 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第 98 条 略

2 法第 445 条第 1 項又は第 88 条第 3 項ただし書若しくは第 89 条の 2 の規定により種別割を課されない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第 445 条第 1 項又は第 88 条第 3 項ただし書若しくは第 89 条の 2 の規定により種別割を課されないこととなった場合における当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 略

7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第 98 条 略

2 法第 445 条第 1 項又は第 88 条第 2 項ただし書若しくは第 89 条の 2 の規定により軽自動車税を課されない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第 445 条第 1 項又は第 88 条第 2 項ただし書若しくは第 89 条の 2 の規定により軽自動車税を課されないこととなった場合における当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 略

7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 9 条 平成 20 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 41 条第 1 項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成 11 年から平成 18 年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第 5 条の 4 第 6 項に定めるところにより控除すべき額(第 3 項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第 22 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、第 25 条中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 9 条第 1 項」と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 9 条第 1 項」とする。

3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月 15 日までに、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別

8・9 略

附 則

第 9 条 削除

税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第 5 条の 4 第 9 項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第 9 条の 2 平成 22 年度から令和 20 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 22 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 9 条の 2 平成 22 年度から令和 20 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 22 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 10 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 29 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 30 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第 20 条第 1 項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 29 条第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 25 条まで、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項、附則第 9 条の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 3の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計

第 10 条 昭和 57 年度から令和 12 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 29 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 30 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第 20 条第 1 項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 29 条第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 25 条まで、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 3 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができ

額とすることができる。

3 略

(固定資産税等の課税標準の特例に関する読替え)

第12条 略

2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条等の条例で定める割合)

第12条の2 略

2 略

3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

る。

3 略

(固定資産税等の課税標準の特例に関する読替え)

第12条 略

2 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条等の条例で定める割合)

第12条の2 略

2 略

3 法附則第15条第13項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{6}{7}$ とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

- 5 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 6 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 7 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 8 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 9 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{6}{7}$ とする。
- 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備に係る
同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備に係る
同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備に係る
同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備に係る
同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備に係る
同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 21 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{2}{3}$ とする。
- 22 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{2}{3}$ とする。
- 23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{2}{3}$ とする。
- 24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{1}{2}$ とする。
- 25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{1}{3}$ とする。
- 26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{3}{4}$ とする。

- 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備に係る
同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備に係る同
号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 18 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{2}{3}$ とする。
- 19 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{2}{3}$ とする。
- 20 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{2}{3}$ とする。
- 21 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{1}{2}$ とする。
- 22 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{1}{3}$ とする。
- 23 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、
 $\frac{3}{4}$ とする。

27 略

28 略

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に定める基準を満たすことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

24 略

25 略

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に定める基準を満たすことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 略

(1)～(3) 略

(4) 令附則第 12 条第 23 項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 24 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

10 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 略

(1)～(6) 略

9 略

(1)～(3) 略

(4) 令附則第 12 条第 24 項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 25 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

10 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 32 項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 32 項に規定する補助金等

(6) 略

13・14 略

15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に定める基準を満たすことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

13・14 略

15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 20 項に定める基準を満たすことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して、これを

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 35 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により大阪府が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第 446 条第 1 項(同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)^{又は}第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)^{の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣}

市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により大阪府が賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第35条の5の規定により読み替えられた第89条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第 35 条の 3 当分の間、第 89 条の 2 の規定にかかわらず、大阪府が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 35 条の 4 市長は、当分の間、第 89 条の 8 の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 35 条の 5 第 89 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 35 条の 6 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項各号に掲げる金額の合

計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 36 条 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第 89 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	<u>100 分の 1</u>	<u>100 分の 0.5</u>
第 2 号	<u>100 分の 2</u>	<u>100 分の 1</u>
第 3 号	<u>100 分の 3</u>	<u>100 分の 2</u>

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第 89 条の 4 第 3 号の規定の適用については、当分の間、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 36 条の 2 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 91 条の規定の適用については、当

(軽自動車税の税率の特例)

第 36 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 91 条の規定の適用については、当

分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 2 法附則第 30 条第 2 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 91 条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける三輪以上の 法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 91 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条の表第 2 号イ中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ウ中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。

分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 2 法附則第 30 条第 2 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 91 条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける三輪以上の 同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 91 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和 8 年度分の軽自動車税に限り、同条の表第 2 号イ中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ウ中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。

4 法附則第 30 条第 4 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 91 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条の表第 2 号イ中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ウ中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 37 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 92 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 37 条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 92 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の

した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第 94 条及び第 95 条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 11 条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第 37 条第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 37 条の 2 略

2 略

3 略

(1) 略

偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第 94 条及び第 95 条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 11 条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第 37 条第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 37 条の 2 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 37 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 37 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 37 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 38 条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 37 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 37 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 37 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 38 条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の

とあるのは「所得割の額及び附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 39 条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 39 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附

額及び附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 39 条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 39 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中

則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 39 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 39 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 40 条 昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 39 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 39 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 40 条 昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額

とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 42 条 略

2～4 略

5 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8

とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 42 条 略

2～4 略

5 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8

条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 42 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 42 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 42 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 43 条 略

2 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 43 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前

条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 42 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 42 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 42 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 43 条 略

2 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 43 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条

段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 43 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 43 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 48 条 略

2 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 48 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 48 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第

第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 43 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 43 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 48 条 略

2 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 48 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 48 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割

1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 48 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 49 条 略

2 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで及び第 26 条第 1 項並びに附則第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 49 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条及び第 26 条第 1 項並びに附則第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 49 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 49 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

の額及び附則第 48 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 49 条 略

2 略

(1) 略

(2) 第 24 条から第 25 条まで及び第 26 条第 1 項並びに附則第 8 条第 1 項及び第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 49 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条及び第 26 条第 1 項並びに附則第 8 条第 1 項及び第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 49 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 49 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 略

(1) 略

(2) 第24条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第8条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第8条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第50条 略

2 略

(1) 略

3・4 略

5 略

(1) 略

(2) 第24条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第50条 略

2 略

(1) 略

(2) 第24条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第8条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第8条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 略

(1) 略

(2) 第24条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第8条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第8条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 第24条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 略

(1) 略

(2) 第24条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第8条第1項及び第9条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

とあるのは「所得割の額並びに附則第 50 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 50 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

6 略

附 則(平成 26 年 12 月 19 日条例第 35 号)

1 略

(軽自動車税に関する経過措置)

2 略

3 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る摂津市税条例第 91 条の表第 2 号の規定の適用については、同号イ中「3,900 円」とあるのは「3,100 円」と、同号ウ中「6,900 円」とあるのは「5,500 円」と、「10,800 円」とあるのは「7,200 円」と、「3,800 円」とあるのは「3,000 円」と、「5,000 円」とあるのは

附則第 50 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 50 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

6 略

附 則(平成 26 年 12 月 19 日条例第 35 号)

1 略

(軽自動車税に関する経過措置)

2 略

3 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る摂津市税条例第 91 条の表第 2 号の規定の適用については、同号イ中「3,900 円」とあるのは「3,100 円」と、同号ウ中「6,900 円」とあるのは「5,500 円」と、「10,800 円」とあるのは「7,200 円」と、「3,800 円」とあるのは「3,000 円」と、「5,000 円」とあるのは「4,000

「4,000 円」とする。

4・5 略

附 則(平成 28 年 3 月 30 日条例第 13 号)

1～6 略

(軽自動車税に関する経過措置)

7～9 略

10 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る摂津市税条例附則第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

11～24 略

円」とする。

4・5 略

附 則(平成 28 年 3 月 30 日条例第 13 号)

1～6 略

(軽自動車税に関する経過措置)

7～9 略

10 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る摂津市税条例附則第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

11～24 略

摂津市監査委員に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(監査請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第27条の2第1項の規定による監査は、その監査の請求又は要求があつた日(法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査にあつては、その監査の請求を受理した日)から7日以内に着手しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(監査請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第27条の2第1項の規定による監査は、その監査の請求又は要求があつた日(法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査にあつては、その監査の請求を受理した日)から7日以内に着手しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>

摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

摂津市税条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 24 条の 2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第 29 条 第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 24 条の 2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項(法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第 29 条 第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等</p>

掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 30 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 30 条の 3 第 1 項において同じ。))(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 24 条の 2 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第 15 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 略

掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 30 条の 2 第 1 項第 3 号並びに第 30 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。))(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 24 条の 2 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第 15 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第30条の2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則第2条の3の4第1項に定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって同条第2項に定めるものをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第30条の2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則第2条の3の4第1項に定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって同条第2項に定めるものをいう。次条第5項及び第58条第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 30 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 50 条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則第 2 条の 3

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 30 条の 3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

の 5 に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。)(退職手当等(第 50 条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48

(4) その他施行規則第2条の3の6各号に掲げる事項

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則第2条の3の5

条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則第2条の3の5

に定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則第2条の3の7に定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第68条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合にお

に定めるところにより、第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則第2条の3の7に定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第68条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産

いては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 6 条 平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 21 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 9 条の 2 平成 22 年度から令和 20 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項の規

税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 6 条 平成 30 年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 21 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 9 条の 2 平成 22 年度から令和 25 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 12 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項の

定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 22 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 9 条の 3 第 24 条の 2 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 22 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 37 条の 3 第 1 項、附則第 38 条第 1 項、附則第 39 条第 1 項、附則第 42 条第 1 項、附則第 43 条第 1 項、附則第 44 条第 1 項又は附則第 48 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 24 条の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第 11 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者につい

規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 22 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 9 条の 3 第 24 条の 2 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 22 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 37 条の 3 第 1 項、附則第 38 条第 1 項、附則第 39 条第 1 項、附則第 42 条第 1 項、附則第 43 条第 1 項、附則第 44 条第 1 項、附則第 45 条第 1 項又は附則第 48 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 24 条の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第 11 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者につい

て法附則第 7 条第 12 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第 7 条の 2 第 4 項に定めるところにより控除すべき額を、第 24 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 40 条 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

て法附則第 7 条第 12 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第 7 条の 2 第 4 項(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより控除すべき額を、第 24 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 40 条 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 6 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 12 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第 45 条から第 47 条まで 削除

4 第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 45 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 20 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中

の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。))に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 21 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。))の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 21 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 45 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 45 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項、附則第 8 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 45 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24

条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 45 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 45 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは附則第 45 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 45 条第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 45 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第 46 条及び第 47 条 削除

(1) 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(大阪府の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次号、第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項を除き、以下同じ。)

(2) 略

3 略

(職員)

第 30 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

2 略

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業

(1) 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(大阪府の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)を含む。)

(2) 略

3 略

(職員)

第 30 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

2 略

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業

所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第 7 項又は第 8 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行う

(職員)

第 32 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

2 略

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

に当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けられる体制を確保しなければならない。

(職員)

第 32 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)には、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

2 略

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所 B 型に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保

(職員)

第 45 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

2 略

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

育事業所 B 型の保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第 45 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

2 略

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、

(職員)

第 48 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(第 3 項において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第 7 項又は第 8 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第 48 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(第 3 項において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことがで

2 略

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

1～5 略

きる。

2 略

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1～5 略

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の特例)

6～8 略

9 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(第 30 条第 3 項若しくは第 45 条第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 項の規定の適用がないとした場合における第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項の規定により算定されるものをいう。)の 3 分の 2 以上置かなければならない。

附 則(令和 6 年 7 月 1 日条例第 24 号)

1 略

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、適用しない。この場合において、改正前の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、なおその効力を有する。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の特例)

6～8 略

9 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、第 30 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 45 条第 3 項若しくは第 4 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 項の規定の適用がないとした場合における第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項の規定により算定されるものをいう。)の 3 分の 2 以上置かなければならない。

附 則(令和 6 年 7 月 1 日条例第 24 号)

1 略

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和 10 年 3 月 31 日までの間、改正後の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定(満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士

及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定(満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、なおその効力を有する。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定(満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定(満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、なおその効力を有する。

摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
	<p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

摂津市立別府コミュニティセンター条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																																																				
<p style="text-align: center;"><u>摂津市立別府コミュニティセンター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 地域における市民の交流と多様な活動の場を提供するとともに、実際生活に即する文化等に関する事業を行い、もって心豊かな地域社会の形成に寄与するため、<u>摂津市立別府コミュニティセンター</u>(以下「コミュニティセンター」という。)を<u>摂津市別府二丁目 10 番 21 号</u>に設置する。</p> <p>別表第 1(第 11 条関係)</p> <p style="text-align: center;">施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="286 1233 1111 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="7">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜間</th> <th>全日</th> <th>超過1時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額							午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過1時間									<p style="text-align: center;"><u>摂津市立コミュニティセンター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 地域における市民の交流と多様な活動の場を提供するとともに、実際生活に即する文化等に関する事業を行い、もって心豊かな地域社会の形成に寄与するため、<u>摂津市立コミュニティセンター</u>(以下「コミュニティセンター」という。)を<u>次のとおり</u>設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 855 2011 1035"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>別府コミュニティセンター</u></td> <td>摂津市別府二丁目 10 番 21 号</td> </tr> <tr> <td><u>味生コミュニティセンター</u></td> <td>摂津市一津屋一丁目 36 番 11 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 1(第 11 条関係)</p> <p style="text-align: center;">施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="1189 1233 2011 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="7">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜間</th> <th>全日</th> <th>超過1時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	<u>別府コミュニティセンター</u>	摂津市別府二丁目 10 番 21 号	<u>味生コミュニティセンター</u>	摂津市一津屋一丁目 36 番 11 号	区分	金額							午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過1時間								
区分		金額																																																			
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過1時間																																														
名 称	位 置																																																				
<u>別府コミュニティセンター</u>	摂津市別府二丁目 10 番 21 号																																																				
<u>味生コミュニティセンター</u>	摂津市一津屋一丁目 36 番 11 号																																																				
区分	金額																																																				
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過1時間																																														

	円	円	円	円	円	円	円
集会室1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
集会室2	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
会議室1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
会議室2	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
研修室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
和室	700	900	900	1,500	1,800	2,400	200
調理実習室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
ホール1	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	8,800	800
ホール2	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600	600
ホール3	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
控室	300	400	400	700	800	1,100	100

別府 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー		円	円	円	円	円	円	円
	集会室1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	集会室2	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
	会議室1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	会議室2	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	研修室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
	和室	700	900	900	1,500	1,800	2,400	200
	調理実習室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
	ホール1	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	8,800	800
	ホール2	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600	600
	ホール3	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
	控室	300	400	400	700	800	1,100	100
味 生 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	健康増進 ルーム1	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
	健康増進 ルーム2	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	工作室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	研修室1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	研修室2(調 理実習室)	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	多目的ルー ム1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	多目的ルー ム2	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400

備考 略

多目的ルー	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
△3							
控室	300	400	400	700	800	1,100	100

備考 略

摂津市立公民館条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行							改 正 案						
(設置) 第1条 略							(設置) 第1条 略						
名称		位置					名称		位置				
略		略					略		略				
摂津市立新鳥飼公民館		略					摂津市立新鳥飼公民館		略				
摂津市立味生公民館		摂津市一津屋一丁目 16 番 13 号					摂津市立鳥飼東公民館		略				
摂津市立鳥飼東公民館		略											
別表第 1(第 6 条関係)							別表第 1(第 6 条関係)						
使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

學習室						
講座室1						
講座室2						
和室	略	略	略	略	略	略
生活實習室						
創作室						
工作室						
音樂室						
幼兒室						
略	略					

學習室						
講座室1						
講座室2						
和室	略	略	略	略	略	略
生活實習室						
創作室						
音樂室						
幼兒室						
略	略					

重要な公の施設に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>（重要な公の施設の利用）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(32) 略</p> <p>(33) <u>別府コミュニティセンター</u></p> <p>(34) 略</p>	<p>（重要な公の施設の利用）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(32) 略</p> <p>(33) <u>コミュニティセンター</u></p> <p>(34) 略</p>

摂津市暴力団排除条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>摂津市立別府コミュニティセンター条例(平成 28 年 摂津市条例第 3 号)</u></p> <p>(18) 略</p>	<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>摂津市立コミュニティセンター条例(平成 28 年摂津 市条例第 3 号)</u></p> <p>(18) 略</p>

摂津市消防団員等公務災害補償条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(葬祭補償)</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>